

2010年~2011年  
オーストラリア連邦議会  
下院

第1案

**違法伐採禁止法案（2011年）**

**第2011号**

（農業、漁業及び林業）

**違法伐採及びこれに関連する諸問題についての対策法案**

# 目次

<b>第1編 序文</b> .....	5
1 略称 .....	5
2 発効 .....	5
3 連邦政府の拘束 .....	5
4 準州外における本法律の不適用 .....	6
5 州法及び準州法との同時適用 .....	6
6 本法律の指針 .....	6
7 定義 .....	6
<b>第2編 – 輸入</b> .....	9
<b>第1章 – 違法伐採木材の輸入</b> .....	9
8 違法伐採木材の輸入 .....	9
9 規制木材製品における違法伐採木材の輸入 .....	9
10 没収 .....	9
11 関税法（1901年制定）の適用 .....	9
<b>第2章 – 輸入者の注意義務</b> .....	10
12 規制木材製品の輸入 .....	10
13 税関申告 .....	10
14 規制木材製品の輸入に対する注意義務要件 .....	10
<b>第3編 – 加工</b> .....	12
<b>第1章 – 違法伐採原木の加工</b> .....	12
15 違法伐採原木の加工 .....	12
16 没収 .....	12
<b>第2章 – 加工者の注意義務</b> .....	13
17 原木の加工 .....	13
18 原木の加工に対する注意義務要件 .....	13
<b>第4編 – 監視、調査及び執行</b> .....	15
<b>第1章 調査官</b> .....	15
19 調査官のアポイントメント .....	15
20 IDカード .....	15
<b>第2章 監視</b> .....	16
第A節 – 総覧 .....	16

21	概要	16
第B節	監視権限	16
22	同意による又は令状に基づく調査官の敷地内への立ち入り権限	17
23	調査官の監視権限	17
24	電子機器の操作	17
25	専門家による電子機器の操作の補助	18
26	証拠物件の保管	19
第C節	調査官補助者	19
27	調査官補助者	19
第D節	監視令状	20
28	監視令状	20
第3章	調査	22
第A節	総覧	22
29	概要	22
第B節	調査権限	22
30	同意による又は令状に基づく調査官の敷地内への立ち入り権限	22
31	調査官の調査権限	22
32	電子機器の操作	23
33	専門家による電子機器の操作の補助	24
34	その他の証拠物件の押収	24
第C節	調査官補助者	25
35	調査官補助者	25
第D節	押収に関する事項	26
36	提供される押収物の複写	26
37	押収物の受領	26
38	押収物の返還	26
39	発行官による物の留置の許可	27
40	物の処分	27
41	財産の取得に対する賠償	28
第E節	調査令状	28
42	調査令状	28
43	電話、ファクシミリその他による調査令状	29
44	令状の権限	30
45	電話、ファクシミリその他による令状に関する違反	30
46	一時停止後の調査令状の再執行	31
47	裁判所の命令により停止した調査令状の再執行	31
第4章	監視及び調査に関する一般規定	32
第A節	総覧	32
48	概要	32

第 B 節 – 敷地に立ち入る調査官の義務	32
49 同意	32
50 令状に基づく立ち入り前の告知	32
51 令状を所持する調査官	33
52 占有者に付与される令状等の詳細	33
第 C 節 調査官の追加権限	33
53 令状の執行における実力行使	33
54 調査官の質問する権利及び書類の提出を求める権利	34
第 D 節 立ち入り時の占有者の権利及び責任	34
55 占有者に付与される令状の執行状況の観察権	34
56 占有者の調査官に対する設備及び補助の提供	34
第 E 節 その他の規定	35
57 発行官の権限	35
58 電子機器に対する損害賠償	36
第 5 章 – 罰則規定	37
第 A 節 – 総覧	37
59 概要	37
第 B 節 – 民事制裁金命令の取得	37
60 民事制裁金命令	37
61 罰則の民事執行	38
62 2 以上の民事制裁金規定に違反する行為	38
63 複数の違反行為	38
64 複数の訴訟手続の一括審理	38
65 民事制裁金命令に対する民事事件の証拠及び手続に関する規則	38
66 民事制裁金規定違反の非犯罪性	38
第 C 節 – 民事訴訟手続及び刑事訴訟手続	38
67 刑事訴訟手続後の民事訴訟手続	38
68 民事訴訟手続中の刑事訴訟手続	39
69 民事訴訟手続後の刑事訴訟手続	39
70 民事訴訟手続における提供証拠の刑事訴訟手続における不採用	39
第 D 節 – 雑則	39
71 制裁金規定の付随違反	39
72 制裁金規定の継続違反	40
73 事実の錯誤	40
74 主観的事情	41
第 6 章 – 違反通知	42
75 概要	42
76 違反通知がなされる場合	42
77 違反通知の記載事項	42
78 支払期日の延長	44

79	違反通知の撤回	44
80	支払いの効果	46
81	本章の効果	46
82	規制による追加規定	46
<b>第5章</b>	<b>雑則</b>	<b>48</b>
83	報告の公開	48
84	法律の運用の見直し	48
85	長官による委任	48
86	規制	48

## 違法伐採及びこれに関連する諸問題についての対策法案

オーストラリア連邦議会は、下記の法律を制定する。

### 第 1 編 – 序文

#### 第1条 略称

本法律は、違法伐採禁止法（2011 年制定）として引用される。

#### 第 2 条

#### 第2条 発効

(1) 表第 1 列に指定される本法律の各規定は、表第 2 列に従い効力が生じ、又は生じているものとする。第 2 列における他の一切の記載は、その項目に従い効果を有する。

#### 発効情報

列 1	列 2	列 3
規定	発効	日付/詳細
1. 第 1 条及び第 2 条ならびに本表による規律を受けない本法律の一切の規定	本法律が総督の裁可を受けた日	
2. 第 3 条乃至第 8 条	本法律が総督の裁可を受けた日の翌日	
3. 第 9 条	表第 2 項目により規律される規定が発効した後 2 年間の期間の最終日の翌日	
4. 第 10 条及び第 11 条	本法律が総督の裁可を受けた日の翌日	
5. 第 12 条乃至第 14 条	表第 2 項目により規律される規定が発効した後 2 年間の期間の最終日の翌日	
6. 第 15 条及び第 16 条	本法律が総督の裁可を受けた日の翌日	
7. 第 17 条及び第 18 条	表第 2 項目により規律される規定が発効した後 2 年間の期間の最終日の翌日	
8. 第 19 条乃至第 86 条	本法律が総督の裁可を受けた日の翌日	

注記 本表は、最初に制定された本法律の規定にのみ関連する。本表は、その後になされる本法律の一切の修正に対応するため、修正されない。

(2) 同表第 3 列における一切の情報は、本法律の一部をなさない。情報は、本表に挿入され得るほか、本表における情報は、本法律の公表版として、編集され得る。

#### 第 3 条 オーストラリア連邦政府の拘束

- (1) 本法律は、オーストラリア連邦政府を、それぞれの作用において拘束する。
- (2) 本法律は、罰金又は犯罪に対する起訴について、オーストラリア連邦政府に対し、

その責を問わない。

#### 第4条 準州外における本法律の不適用

本法律は、準州外の地域に適用しない。

#### 第5条 州法及び準州法の同時運用

本法律は、本法律と同時運用が可能な、州法又は準州法の運用を排除又は制限しない。

#### 第6条 本法律の指針

本法律は、違法伐採木材の輸入及び違法伐採原木の加工を禁じるものとする。

本法律はまた、規制木材製品の輸入者及び原木の加工者に対し、違法伐採木材の輸入又は加工のリスクを軽減するため、相当の注意を払うことを要求する。

規制木材製品の輸入者は、輸入時において、払われた相当の注意について、関税大臣に申告書を提出しなければならない。

第4編は、調査官に対し、監視、調査及び執行をするための、本法律の目的に向けた権限を付与する。

#### 第7条 定義

本法律において

**オーストラリア**とは、地理的な意味で使用される場合、準州外の地域を含まない。

**民事制裁金命令**とは、第60条第(4)項により付与される意味を有する。

**民事制裁金規定**とは、第59条により付与される意味を有する。

**オーストラリア連邦政府**とは、下記のものを意味する。

- (a) 法律により、又はこれに基づき、公共の目的のために設立された法人
- (b) 下記のいずれかの者により、又は下記の2以上の者により共同で経営支配権を保有されている会社
  - (i) オーストラリア連邦
  - (ii) 第(a)号により規律される機関

**憲法法人**とは、憲法第51条第(xx)号の規定の適用を受ける法人を意味する。

本法律の**違反**とは、下記のものを意味する。

- (a) 本法律における犯罪又は民事制裁金規定の違反 又は
- (b) 本法律に関連する刑事法（1914年制定）又は刑法の違反

**関税大臣**とは、関税法（1901年制定）を執行する大臣を意味する。

データに関する**損害**とは、データの消去又は他のデータの追加による損害を意味する。

**注意義務要件**

- (a) 規制木材製品の輸入について – 第14条第(1)項により付与される意味を有する及び
- (b) 原木の加工について – 第18条第(1)項により付与される意味を有する。

事案に関する**証明責任**とは、事案の存否に係る合理的な可能性を示す証拠について、これを提出し、又は指摘する責任を意味する。

**証拠物件**とは、下記のいずれかの物を意味する。

- (a) 本法律に違反している物、又は合理的な根拠に基づき違反している疑いのある物に関連する物
- (b) 本法律の違反の証拠として差支えないものとして、疑うに足る合理的な根拠のある物
- (c) 本法律に違反する目的での使用を意図したものとして、疑うに足る合理的な根拠のある物

材木に関する**違法伐採**とは、採取がなされた場所（オーストラリア連邦の国内外を問わない）における現行法に違反した採取を意味する。

**輸入**とは、オーストラリア連邦内への輸入を意味する。

**調査官**とは、第19条に基づき任命された者を意味する。

**調査権限**とは、第31条、第32条及び第34条により付与された意味を有する。

**調査令状**とは、第42条又は第43条に基づき発行された令状を意味する。

**発行人**とは、下記のいずれかの者を意味する。

- (a) 治安判事 又は
- (b) 州又は準州の裁判所に属する裁判官 又は
- (c) 連邦治安判事又はオーストラリア連邦裁判所の裁判官が、本法律の目的のために、発行人として従事することに同意している場合であり、かつ当該裁判官又は連邦治安判事による当該同意が、効力を有してい

る場合 – 当該裁判官または連邦治安判事

**監視権限**とは、第 23 条、第 24 条及び第 26 条により付与された意味を有する。

**監視令状**とは、第 28 条に基づき発行された令状を意味する。

**敷地の占有者**には、外観上当該敷地を管理している者を含む。

**調査官補助者**とは

- (a) 第 3 編第 2 章（監視権限）において、第 27 条第(1)項により付与された意味を有する 及び
- (b) 第 3 編第 3 章（調査権限）において、第 35 条第(1)項により付与された意味を有する。

**敷地**には、下記の物を含む。

- (a) 工作物、建物、車両、船舶又は航空機
- (b) 場所（屋内、屋外の如何、増築の如何を問わない）
- (c) 第(a)号又は第(b)号に規定された物の一部

**規制木材製品**とは、第 9 条第(3)項により付与された意味を有する。

**関連裁判所**とは、オーストラリア連邦の連邦裁判所を意味する。

**長官**とは、当該部門の長官を意味する。

**本法律**には、規制を含む。

**木材製品**とは、当該木材、木材を原材料とする物、又は木材を含めた物を意味する。

## 第2章 輸入

### 第1章 – 違法伐採木材の輸入

#### 第8条 違法伐採木材の輸入

ある者が下記のいずれにも該当する場合、罪を犯したものとする。

- (a) その者が物を輸入した場合 及び
- (b) 当該物が違法伐採木材である場合、違法伐採木材を原材料とする場合、又はこれを含む場合 及び
- (c) 当該物が本条を目的とする規制により規定されていない場合

罰則 5年間の懲役もしくは500ペナルティユニット又はその併科刑

#### 第9条 規制木材製品における違法伐採木材の輸入

(1) ある者が下記のいずれにも該当する場合、罪を犯したものとする。

- (a) その者が物を輸入した場合 及び
- (b) 当該物が違法伐採木材である場合、違法伐採木材を原材料とする場合、又はこれを含む場合 及び
- (c) 当該物が規制木材製品である場合 及び
- (d) 当該物が本項を目的とする規制により規定されていない場合

罰則 5年間の懲役もしくは500ペナルティユニット又はその併科刑

(2) 第(1)項第(b)号の規定に対する主観的要素は、過失とする。

(3) **規制木材製品**とは、規制により規定された木材製品をいうものとする。

#### 第10条 没収

(1) 裁判所は、下記のいずれもの場合、物の全部又は一部のオーストラリア連邦への没収を命ずることができる。

- (a) 当該裁判所が当該物又はその一部に関し、第8条又は第9条に対する犯罪について有罪を言い渡した場合 及び
- (b) 当該物又はその一部が、その者の所有物である場合

(2) その者は、当該命令に関し、聴聞の機会が付与される。

(3) 当該物又はその一部は、長官が適切と思量する一切の態様により、取り扱われ、又は処分され得る。ただし、下記のいずれかの事項に該当する場合、下記に記載する時点の後に、その取り扱い又は処分をなすものとする。

- (a) 当該命令及び判決に対する抗告の申し立てのための期間が、当該抗告が申し立てられることなく終了した場合 – 当該期間の終了のとき 又は
- (b) 1以上の当該抗告が申し立てられている場合 – 当該抗告が失効し、又は最終的に終了したとき

## 第 11 章 関税法（1901 年制定）の適用

下記のいずれもの場合、関税法（1901 年制定）は、輸入に含まれる物品が、同法の意味において禁止される輸入であることを理由として、同法の第 229 条に基づき連邦政府に没収されるものとして規定された物品に該当する場合、効力を有する。

- (a) 物品の輸入が第 8 条又は第 9 条に基づく犯罪に該当する場合 及び
- (b) 長官が、関税省の最高行政官に対し、関税法（1901 年制定）の当該輸入に対する適用を、書面により通知した場合

## 第 2 章 輸入者の注意義務

### 第 12 条 規制木材製品の輸入

ある者が下記のいずれにも該当する場合、罪を犯したものとする。

- (a) その者が物を輸入した場合 及び
- (b) 当該物が規制木材製品に該当する場合 及び
- (c) その者が当該規制木材製品の輸入に対する注意義務要件を満たさない場合

罰則 300 ペナルティユニット

### 第 13 条 税関申告

ある者が下記のいずれにも該当する場合、罪を犯したものとする。

- (a) その者が物を輸入した場合 及び
- (b) 当該物が規制木材製品に該当する場合 及び
- (c) その者が当該規制木材製品の輸入に対する注意義務要件の充足について、その規制により規定される態様及び様式に従い、関税大臣に申告をしない場合

罰則 100 ペナルティユニット

### 第 14 条 規制木材製品の輸入に対する注意義務要件

- (1) 当該規制は、規制木材製品の輸入に対する注意義務要件を規定しなければならない。
- (2) 当該要件は、輸入規制木材製品が、違法伐採木材（これを原材料とし、又はこれを含むものを含む）に該当するリスクを軽減することのみを目的として、規定されなければならない。
- (3) 当該要件は、下記の 1 以上に関連する要件を含むことができる。
  - (a) 当該リスクの評価を目的とした、下記に関連する事項を含めた情報の収集
    - (i) 木材の種類、起源及び採取の詳細

- (ii) 木材又は木材製品の供給者に関する氏名もしくは名称又は事業所の住所及びその他の詳細
  - (iii) 木材が採取された国の法令を順守していることを証するもの
  - (iv) 収集された情報の完全性、正確性及び信頼性
  - (b) 当該リスクの評価及び特定
  - (c) 当該リスクレベルへの依存及び当該リスクを軽減する手段
  - (d) 第 13 条に基づく関税大臣に対する申告
  - (e) 法令順守に係る宣誓供述書の提出
  - (f) 監査
  - (g) 所定の状況下において講じる是正措置
  - (h) 当該大臣に対する報告書及びその他の情報の提供
  - (i) 情報の公開
- (4) 第(3)項の規定は、第(2)項の規定を妨げない。
- (5) 当該規制は、下記を含めた特定の法令、規則又は手続きの順守により、全体的に又は部分的に満たされることとなる、規制木材製品の輸入に対する注意義務要件を規定することができる。
- (a) 州、準州又はその他の国における現行の法令又は法令に基づく手続き
  - (b) 業界団体又は認証機関により制定又は認証された規則又は手続き
  - (c) 既定の運用手続き
- (6) 第(5)項第(a)号乃至第(c)号の規定は、第(5)項の規定を制限しない。

## 第3編 – 加工

### 第1章 – 違法伐採原木の加工

#### 第15条 違法伐採原木の加工

- (1) ある者が下記のいずれにも該当する場合、罪を犯したものとする。
  - (a) その者が原木を原木以外の物に加工した場合 及び
  - (b) その者が下記のいずれかに該当する態様で、原木を加工する憲法法人である場合、又はその者が当該原木を加工する場合
    - (i) 他国との間、又は州と州との間又は州及び準州の間における通商の過程で、又はこれを目的として 又は
    - (ii) 準州において 又は
    - (iii) 憲法法人を代表して 又は
    - (iv) 憲法法人への木材製品の供給を目的として 又は
    - (v) オーストラリア連邦又はオーストラリア連邦政府を代表して 又は
    - (vi) オーストラリア連邦又はオーストラリア連邦政府への木材製品の供給を目的として 及び
  - (c) 当該原木が違法に伐採された場合 及び
  - (d) その者が本項を目的とする規制により規定される被分類者クラスに含まれていない場合
  - (e) その過程が本項を目的とする規制により規定されていない場合

罰則 5年間の懲役もしくは500ペナルティユニット又はその併科刑  
例外 – 輸入された原木

- (2) 当該原木がオーストラリア内に輸入されたものであった場合、第(1)項の規定は、適用しない。

注記 被告人は、第(2)項における事項に関する証明責任を負う(刑法第13条の3第(3)項を参照)。

#### 第16条 没収

- (1) 裁判所は、下記のいずれにも該当する場合、物の全部又は一部のオーストラリア連邦への没収を命ずることができる。
  - (a) 当該裁判所が当該物又はその一部について、第15条に反する犯罪に係る有罪判決を言い渡した場合 及び
  - (b) 当該物又はその一部がその者の所有物である場合
- (2) その者は、当該命令に関し、聴聞の機会が与えられる。
- (3) 当該物又はその一部は、長官が適切と思量する一切の態様により、取り扱われ、又は処分され得る。ただし、下記のいずれかの事項に該当する場合、下記に記載する時点の後に、その取り扱い又は処分をなすものとする。
  - (a) 当該命令及び判決に対する抗告の申し立てのための期間が、当該抗告が申し

- 立てられることなく終了した場合 – 当該期間の終了のとき 又は
- (b) 1 以上の当該抗告が申し立てられている場合 – 当該抗告が失効し、又は最終的に終了したとき

## 第 2 章 – 加工者の注意義務

### 第 17 条 原木の加工

- (1) ある者が下記のいずれにも該当する場合、罪を犯したものとする。
- (a) その者が原木を原木以外の物に加工した場合 及び
- (b) その者が下記のいずれかに該当する態様で、原木を加工する憲法法人である場合、又はその者が当該原木を加工する場合
- (i) 他国との間、又は州と州との間又は州及び準州の間における通商の過程で、又はこれを目的として 又は
- (ii) 準州において 又は
- (iii) 憲法法人を代表して 又は
- (iv) 憲法法人への木材製品の供給を目的として 又は
- (v) オーストラリア連邦又はオーストラリア連邦政府を代表して 又は
- (vi) オーストラリア連邦又はオーストラリア連邦政府への木材製品の供給を目的として 及び
- (c) その者が原木の加工に関する注意義務要件を満たさない場合

罰則 300 ペナルティユニット

例外 – 輸入された原木

- (2) 当該原木がオーストラリア内に輸入されたものであった場合、第(1)項の規定は、適用しない。

注記 被告人は、第(2)項における事項に関する証明責任を負う(刑法第 13 条の 3 第(3)項を参照)。

### 第 18 条 原木の加工に関する注意義務要件

- (1) 当該規制は、原木の加工に関する**注意義務要件**を規定しなければならない。
- (2) 当該要件は、違法伐採原木が加工されるリスクを軽減することのみを目的として、規定されなければならない。
- (3) 当該要件には、下記の 1 以上の事項に関連する要件を含めることができる。
- (a) 当該リスクの評価を目的とした、下記の事項を含めた情報の収集
- (i) 原木の種類、起源及び採取の詳細
- (ii) 原木の供給者に関する氏名もしくは名称又は事業所の住所及びその他の詳細
- (iii) 原木が採取された州または準州の法令を順守していることを証するもの
- (iv) 収集された情報の完全性、正確性及び信頼性 当該リスクの評価及び

### 特定

- (b) 当該リスクの評価及び特定
  - (c) 当該リスクレベルへの依存及び当該リスクを軽減する手段
  - (d) 法令順守に係る宣誓供述書の提出
  - (e) 監査
  - (f) 所定の状況下において講じる是正措置
  - (g) 当該大臣に対する報告書及びその他の情報の提供
  - (h) 情報の公開
- (4) 第(3)項の規定は、第(2)項の規定を制限しない。
- (5) 当該規制は、下記を含めた特定の法令、規則又は手続きの順守により、全体的に又は部分的に満たされることとなる、原木の加工に対する注意義務要件を規定することができる。
- (a) 州又は準州における現行の法令又は法令に基づく手続き
  - (b) 業界団体により制定又は認証された規則又は手続き
  - (c) 既定の運用手続き
- (6) 第(5)項第(a)号乃至第(c)号の規定は、第(5)項の規定を制限しない。

## 第4編 – 監視、調査及び執行

### 第1章 – 調査官

#### 第19条 調査官のアポイントメント

- (1) 長官は、本法律の目的のために、書面により、ある者を調査官として任命することができる。
- (2) 長官は、調査官として任命する者について、調査官としての権限を適正に行使するための適切な訓練又は経験を有しているものと自己が認めない限り、その者を調査官に任命してはならない。
- (3) 調査官は、任命証書において指定された期間の間、在任する。この期間は、2年間を超えてはならない。
- (4) 調査官は、当該権限を行使する際、長官の一切の指示に従わなければならない。
- (5) 第(4)項に基づく指示を書面により受けた場合、当該指示が記載された書面は、立法的文書ではない。

#### 第20条 IDカード

- (1) 長官は、調査官に対し、IDカードを発行しなければならない。

IDカードの様式

- (2) IDカードは、下記のいずれもの事項を満たさなければならない。

- (a) 規制により規定された様式によること 及び
- (b) 当該調査官の最近の顔写真を含むこと

犯罪

- (3) ある者が下記のいずれにも該当する場合、罪を犯したものとする。

- (a) その者がIDカードを発行されている場合 及び
- (b) その者が調査官を退官した場合 及び
- (c) その者が調査官を退官後14日以内に、IDカードを長官に返却しない場合

罰則 1ペナルティユニット

- (4) 第(3)項の規定に反する犯罪は、無過失責任による犯罪とする。

注記 無過失責任については、刑法第6条の1を参照。

抗弁 カードの紛失又は破損

- (5) 第(3)項の規定は、当該カードの紛失又は破損の場合には、適用しない。

注記 被告人は、本項における事項に関する証明責任を負う(刑法第13条の3第(3)項を参照)。

調査官のカード携行義務

- (6) 調査官は、調査官としての権限を行使する場合、常に自己のIDカードを携行していなければならない。

## 第2章 監視

### 第A節 – 総覧

#### 21 概要

下記の事項は、本章の概要とする。

本章は、調査官に対し、本法律の規定が順守されているか、又は順守されようとしているかについて、これを監視する権限を付与する。

本章は、調査官に対し、本法律の規定に関し、その順守において付与された情報又は主張された順守について、その正否を監視する権限をも付与する。

調査官は、監視を目的として、敷地に立ち入ることができる。

立ち入りは、敷地占有者の同意により、又は監視令状に基づき、行われなければならない。

敷地に立ち入る調査官は、監視権限を行使することができる。

敷地に立ち入る調査官は、補助が必要かつ合理的な場合、他の者による補助を受けることができる。

### 第B節 – 監視権限

#### 第22条 同意による又は令状に基づく調査官の敷地内への立ち入り権限

- (1) 調査官は、下記の一方又はその双方を目的として、一切の敷地に立ち入り、又は監視権限を行使することができる。
  - (a) 本法律が順守されているか、又は順守されようとしているかを決定するため
  - (b) 本法律に関し、その順守において付与された情報又は主張された順守について、その正否を決定するため。

注記 監視権限は、第23条、第24条及び第26条に明示。

- (2) ただし、下記のいずれかに該当しない場合、調査官は、敷地に立ち入る権限が付与されない。
  - (a) 敷地占有者が立ち入りに同意した場合、及び当該占有者による要求を受けた場合に、当該調査官が自己のIDカードを提示している場合 又は
  - (b) 当該立ち入りが、監視令状に基づく場合

注記 敷地への立ち入りが当該占有者の同意による場合、当該調査官は、当該同意が失効した場合、その敷地を去らなければならない(第49条参照)。

## 第 23 条 調査官の監視権限

下記の事項は、第 22 条に基づき、敷地に関連して調査官が行使できる監視権限を指す。

- (a) 敷地及び敷地における一切の物を搜索する権限
- (b) 敷地で行われる一切の活動を調査し、又は観察する権限
- (c) 敷地における一切の物に関し、これを検査し、調査し、その措置を講じ、又はそのテストを行う権限
- (d) 敷地及び敷地における一切の物に関し、その静止画もしくは動画を撮影し、又は録音する権限
- (e) 敷地における一切の書類を検査する権限
- (f) 一切の当該書類について、これを抜き取り、又はこれを複写する権限
- (g) 敷地に関する権限の行使を目的として、調査官が必要とする機器及び資材を敷地に持ち込む権限
- (h) 敷地における一切の物をサンプリングする権限
- (i) 第 24 条第(1)項及び第(3)項ならびに第 26 条第(2)項に明示される権限

## 第 24 条 電子機器の操作

(1) 調査官が、下記の物が関連データを含むものと思量するにつき合理的な根拠を有する場合、**監視権限**には、敷地における電子機器を操作する権限を含む。

- (a) 当該機器
  - (i) 敷地内にある場合 及び
  - (ii) 当該機器と共に使用され得る、又はこれと関連する場合

注記 電子機器に対する損害の賠償については、第 58 条を参照。

(2) **関連データ**とは、下記のいずれかの事項の決定に関する情報を意味する

- (a) 本法律が順守されているか、又は順守されようとしているか 又は
- (b) 本法律に関し、その順守において付与された情報又は主張された順守についての正否

(3) **監視権限**には、第(1)項に基づく権限の行使により発見された関連データに関する下記の権限を含む。

- (a) 関連データを書類の形式にするため、敷地にある電子機器を操作する権限、及び敷地から生じた当該書類を運ぶ権限
- (b) 関連データを下記のいずれかの事項に該当するディスク、テープ又はその他の記憶装置に移動するため、敷地にある電子機器を操作する権限
  - (i) 当該権限の行使のため、敷地に持ち込まれた場合 又は
  - (ii) 敷地にあり、敷地占有者により書面による同意がなされた使用を目的として使用される場合

及び当該ディスク、テープ又はその他の記憶装置を敷地から運ぶ権限。

(4) 調査官は、電子機器の操作について、その操作が当該機器に損害を与えずに行

われることを合理的な根拠に基づき信じる場合にのみ、第(1)項又は第(3)項における規定に従い、当該電子機器を操作することができる。

## 第 25 条 専門家による電子機器の操作の補助

(1) 本条は、監視令状が関連する敷地について、適用する。

### 機器の保管

(2) 調査官は、下記のいずれもの事項を合理的な根拠に基づき信じる場合にのみ、敷地にある一切の電子機器を保管するのに必要な一切のことを、行うことができる。

- (a) 敷地内に関連データが存在する場合 及び
- (b) 当該関連データが、当該電子機器を操作することによりアクセス可能になる場合 及び
- (c) 当該電子機器を操作するために専門家による補助が必要な場合 及び
- (d) 当該調査官が本項に基づく措置を講じない場合に、当該関連データが破壊され、改変され、又はその他の方法により干渉される場合。

当該機器は、鍵をかける、見張りを置く、又はその他の手段により保管される。

- (3) 関連データとは、下記のいずれかの事項の決定に関する情報を意味する
- (a) 本法律が順守されているか、又は順守されようとしているか 又は
  - (b) 本法律に関し、その順守において付与された情報又は主張された順守についての正否
- (4) 当該調査官は、敷地占有者、又は当該占有者を外観上代理するその他の者に対し、下記のいずれもの事項を通知しなければならない。
- (a) 当該機器を保管する当該調査官の意図 及び
  - (b) 当該機器が 24 時間までの間保管される事実

### 機器が保管される期間

(5) 当該機器は、下記の事項が発生する時点のうち、いずれか早い方の時点まで保管されることができる。

- (a) 24 時間が終了する場合
- (b) 専門家により当該機器が操作される場合

注記 電子機器に対する損害の賠償については、第 58 条を参照。

### 延長

(6) 当該調査官は、当該機器が、24 時間以上保管される必要があると合理的な根拠に基づき信じる場合、発行官に対し、当該期間の延長を求める申請をすることができる。

(7) 当該申請の前に、当該調査官は、敷地占有者、又は外観上当該占有者を代理する者に対し、延長を申請する自己の意図を通知しなければならない。当該占有者又はその他の者は、当該申請に関し、聴聞の機会が与えられる。

(8) 監視令状の発行に関連する本章の規定は、必要に応じ修正を加えた上で、延長の発行に適用する。

- (9) 24 時間の期間は、複数回延長することができる。

## 第 26 条 証拠物件の保管

- (1) 本条の規定は、下記的一方又は双方の目的のために、調査官が監視令状に基づき敷地に立ち入る場合に適用する。
- (a) 本法律が順守されているか、又は順守されようとしているかを決定するため  
又は
- (b) 本法律に関し、その順守において付与された情報又は主張された順守についての正否を決するため
- (2) 下記のいずれもの場合、監視権限には、24 時間を超えない時間において、物を保管する権限を含む。
- (a) 当該物が敷地内における監視権限の行使の際に発見される場合 及び
- (b) 調査官が合理的な根拠に基づき、下記のいずれもの事項を信じる場合
- (i) 当該物が本法律の違反の証拠とみなされること 及び
- (ii) 当該物が隠匿され、紛失され、又は破壊されることを防止するため、当該物に係る押収令状を得る前に、これを保管することが必要であること 及び
- (iii) 事情が重大かつ切迫しているため、令状なしに当該物を保管する必要があること
- (3) 調査官が、合理的な根拠に基づき、当該物を、24 時間を超えて保管する必要があると信じる場合、当該調査官は、発行官に対し、当該機関の延長を求める申請をすることができる。
- (4) 当該調査官は、敷地占有者、又は外観上当該占有者を代理する者に対し、延長を申請する自己の意図を通知しなければならない。当該占有者又はその他の者は、当該申請に関し、聴聞の機会が与えられる。
- (5) 監視令状の発行に関連する本章の規定は、必要に応じ修正を加えた上で、延長の発行に適用する。
- (6) 24 時間の期間は、複数回延長することができる。

## 第 C 節 – 調査官補助者

### 第 27 条 調査官補助者

調査官は、他の者による補助を受けることができる。

- (1) 調査官は、本章及び第 4 章に基づく権限の行使、又は職務もしくは義務の履行において、他の者による補助を、当該補助が必要かつ合理的な場合に、受けることができる。当該補助を行う者は、調査官 **補助者** とする。

調査官補助者の権限、職務及び義務

- (2) 調査官補助者は
- (a) 敷地に立ち入ることができる。 及び
- (b) 下記のいずれかの事項の決定を行う調査官の補助を目的として、本章及び第 4 章に基づく権限を行使し、又は職務もしくは義務を履行することがで

きる。

- (i) 本法律が順守されているか、又は順守されようとしているか 又は
  - (ii) 本法律に関し、その順守において付与された情報、又は主張された順守についての正否
- (c) 当該調査官により当該補助者に与えられた指示に従い、これらを行わなければならない。
- (3) 第(2)項の規定に従い調査官補助者により行使される権限は、あらゆる目的のために、当該調査官により行使されたものとみなされる。
- (4) 第(2)項の規定に従い調査官補助者により履行される職務又は義務は、あらゆる目的のために、当該調査官により履行されたものとみなされる。
- (5) 第(2)項第(c)号に基づく書面による指示を受けた場合、当該指示は、立法的文書ではない。

## 第D節 – 監視令状

### 第28条 監視令状

#### 令状の申請

- (1) 調査官は、発行官に対し、敷地に関連して、本条に基づく令状を申請することができる。

#### 令状の発行

- (2) 当該発行官は、宣誓又は誓約に基づく情報により、1名以上の調査官が、下記のいずれかの事項を決定する目的のため、敷地に接近することが合理的に必要であると、当該発行官が判断した場合にのみ、令状を発行することができる。
- (a) 本法律が順守されているか、又は順守されようとしているか 又は
  - (b) 本法律に関し、その順守において付与された情報、又は主張された順守についての正否
- (3) ただし、当該発行官は、当該調査官又はその他の者が、口頭もしくは宣誓供述書により、令状の発行が求められている根拠に関し、当該発行官が要求する追加情報（存在する場合）を当該発行官に提供していない限り、令状を発行してはならない。

#### 令状の記載事項

- (4) 令状は、下記のいずれもの事項に従わなければならない。
- (a) 当該令状が関連する敷地を詳述すること 及び
  - (b) 当該令状が本条に基づき発行されることを明示すること 及び
  - (c) 当該令状が発行される目的を明示すること 及び
  - (d) 当該令状が有効である間、1名以上の調査官（当該令状におけるその者の氏名の記載の有無を問わない）に随時、下記いずれもの権限を付与すること
    - (i) 敷地に立ち入る権限 及び
    - (ii) 敷地に関連して、本章及び第4章において明示される権限を行使する権限 及び

- (e) 日中の任意の時刻又は日中の指定時刻における立ち入りが、正当な権限に基づくものであるか否かを明示すること
- (f) 当該令状が失効する日（当該令状が発行された後 6 カ月以内）を特定すること

## 第3章 – 調査

### 第A節 – 総覧

#### 第29条 概要

下記の事項は、本章の概要とする。

本章は、調査官に対し、本法律の違反に関連する物件について、これを収集する権限を付与する。

調査官は、本法律の違反に関連する物件が敷地に存在すると思量するにつき合理的な根拠がある場合、敷地に立ち入ることができる。

立ち入りは、敷地占有者の同意により、又は調査令状に基づき、行われなければならない。

敷地に立ち入る調査官は、調査権限を行使することができる。

敷地に立ち入る調査官は、補助が必要かつ合理的な場合、他の者による補助を受けることができる。

### 第B節 – 調査権限

#### 第30条 同意による又は令状に基づく調査官の敷地内への立ち入り権限

(1) 調査官が、証拠物件が敷地に存在すると思量するにつき合理的な根拠を有する場合、当該調査官は、下記のいずれもの行為をすることができる。

(a) 敷地に立ち入ること 及び

(b) 調査権限を行使すること

注記 調査権限は、第31条、第32条及び第34条に明示。

(2) ただし、下記のいずれかに該当しない場合、調査官は敷地に立ち入る権限が付与されない。

(a) 敷地占有者が立ち入りに同意した場合、及び当該占有者による要求を受けた場合に、調査官が自己のIDカードを提示している場合 又は

(b) 当該立ち入りが、調査令状に基づく場合

注記 敷地への立ち入りが当該占有者の同意による場合、調査官は、当該同意が失効した場合、その敷地を去らなければならない(第49条参照)。

#### 第31条 調査官の調査権限

下記の事項は、第30条に基づき敷地に関連して調査官が行使できる調査権限を指す。

(a) 敷地への立ち入りが占有者の合意による場合 – 当該調査官が、証拠

物件が敷地に存在すると思量するにつき合理的な根拠を有する証拠物件について、これを求めて敷地及び敷地における一切の物を搜索する権限

- (b) 敷地への立ち入りが調査令状に基づく場合
  - (i) 令状で指定された種類の証拠物件を求めて、敷地及び敷地における一切の物を搜索する権限 及び
  - (ii) 当該調査官が、証拠物件が敷地に存在すると判断した場合、その種類の証拠物件を押収する権限
- (c) 第(a)号もしくは第(b)号に規定される証拠物件に関し、これを検査し、調査し、その措置を講じ、又はそのテストを行う権限
- (d) 敷地又は第(a)号もしくは第(b)号に規定される証拠物件に関し、その静止画もしくは動画を撮影し、又は一切の録音をする権限
- (e) 敷地に関連する権限の行使を目的として、調査官が必要とする機器及び物件を敷地に持ち込む権限
- (f) 敷地における一切の物をサンプリングする権限
- (g) 第 32 条第(1)項及び第(2)項ならびに第 34 条に明示される権限

## 第 32 条 電子機器の操作

- (1) 調査官が、下記のいずれかの物が第 31 条第(a)号又は第(b)号に規定される証拠物件を含むものと思量するにつき合理的な根拠を有する場合、調査権限には、敷地における電子機器を操作する権限を含む。
  - (a) 当該機器
  - (b) 下記のいずれにも該当するディスク、テープ又はその他の記憶装置
    - (i) 敷地に存在すること 及び
    - (ii) 当該機器とともに、又は当該機器に関連して使用できること
- (2) **調査権限**には、第(1)項に基づく権限の行使により発見された同項に規定される証拠物件に関する、下記の権限を含む。
  - (a) 敷地への立ち入りが調査令状に基づく場合 – 同項に規定される当該機器及びディスク、テープ又はその他の記憶装置を押収する権限
  - (b) 証拠物件を書類の形式にするため、敷地にある電子機器を操作する権限、及び敷地から生じた当該書類を運ぶ権限
  - (c) 証拠物件を、下記のいずれかの場合に該当するディスク、テープ又はその他の記憶装置に移動するため、敷地にある電子機器を操作する権限
    - (i) 当該権限の行使のため、敷地に持ち込まれた場合 又は
    - (ii) 敷地にあり、敷地占有者により書面による同意がなされている使用を目的として使用される場合及び当該ディスク、テープ又はその他の記憶装置を敷地から運ぶ権限。
- (3) 調査官は、電子機器の操作について、その操作が当該機器に損害を与えずに行われることを合理的な根拠に基づき信じる場合にのみ、第(1)項及び第(2)項の規定に従い、当該電子機器を操作することができる。

注記 電子機器に対する損害の賠償については、第 58 条を参照。

- (4) 調査官は、下記のいずれかの事項に該当する場合に限り、第(2)項第(a)号において記載される機器又はディスク、テープもしくはその他の記憶装置を押収することができる。
- (a) 当該証拠物件を第(2)項第(b)号の規定に従い書類の形式にすること、又は第(2)項第(c)号の規定に従い当該証拠物件を移動することが、実行不能な場合又は
  - (b) 当該占有者による当該機器又は当該ディスク、テープもしくはその他の記憶装置の所持が、オーストラリア連邦の法令に反する犯罪を構成する可能性がある場合

### 第 33 条 専門家による電子機器の操作の補助

- (1) 本条は、調査官が証拠物件を搜索するため、調査令状に基づき敷地に立ち入る場合に適用する。

#### 機器の保管

- (2) 調査官は、合理的な根拠に基づき下記のいずれもの事項を信じる場合にのみ、敷地にある一切の電子機器を保管するために必要な一切のことを、行うことができる。
- (a) 敷地に令状で指定された種類の証拠物件が存在する場合 及び
  - (b) 当該証拠物件が、当該電子機器を操作することによりアクセス可能になる場合 及び
  - (c) 当該機器を操作するために専門家による補助が必要な場合 及び
  - (d) 調査官が本項に基づく措置を講じない場合に、当該証拠物件が破壊され、改変され、又はその他の方法により干渉される場合。

当該機器は、鍵をかける、見張りを置く、又はその他の手段により保管される。

- (3) 調査官は、敷地占有者、又は当該占有者を外観上代理するその他の者に対し、下記のいずれもの事項を通知しなければならない。
- (a) 当該機器を保管する当該調査官の意図 及び
  - (b) 当該機器が 24 時間までの間保管される事実

#### 機器が保管される期間

- (4) 当該機器は、下記の事項が発生する時点のうち、いずれか早い方の時点まで保管されることができる。
- (c) 24 時間が終了する時点
  - (d) 専門家により当該機器が操作された時点

注記 電子機器に対する損害の賠償については、第 58 条を参照。

#### 延長

- (5) 調査官は、当該機器が、24 時間以上保管される必要があると合理的な根拠に基づき信じる場合、発行官に対し、当該期間の延長を求める申請をすることができる。
- (6) 当該申請の前に、当該調査官は、敷地占有者、又は外観上当該占有者を代理す

- るその他の者に対し、延長を申請する自己の意図を通知しなければならない。  
当該占有者又はその他の者は、当該申請に関し、聴聞の機会が与えられる。
- (7) 調査令状の発行に関連する本章の規定は、必要に応じ修正を加えた上で、延長の発行に適用する。
  - (8) 24時間の期間は、複数回延長することができる。

#### 第34条 その他の証拠物件の押収

- (1) 本条は、調査官が証拠物件を搜索するため、調査令状に基づき敷地に立ち入る場合に適用する。
- (2) 下記のいずれもの事項に該当する場合、調査権限には、当該令状で指定される種類の証拠物件ではない物の押収を含む。
  - (a) 当該令状で指定される種類の証拠物件の搜索の過程において、当該調査官が発見した物 及び
  - (b) 当該調査官が、当該物が本法律の違反の証拠に該当することを合理的な根拠に基づき信じる場合 及び
  - (c) 当該調査官が、当該物の隠匿、紛失又は破壊を防止するために、その押収が必要であることを合理的な根拠に基づき信じる場合。

### 第C節 – 調査官補助者

#### 第35条 調査官補助者

調査官は、他の者による補助を受けることができる。

- (1) 調査官は、本章及び第4章に基づく権限の行使、又は職務もしくは義務の履行において、他の者による補助を、当該補助が必要かつ合理的な場合に、受けることができる。当該補助を行う者は、調査官補助者とする。

調査官補助者の権限、職務及び義務

- (2) 調査官補助者は
  - (a) 敷地に立ち入ることができる。 及び
  - (b) 証拠物件に関連して、本章及び第4章に基づく権限を行使し、ならびに職務及び義務を履行することができる。 及び
  - (c) 当該調査官により当該補助者に与えられた指示に従い、これを行わなければならない
- (3) 第(2)項の規定に従い調査官補助者により行使される権限は、あらゆる目的のために、当該調査官により行使されたものとみなされる。
- (4) 第(2)項の規定に従い調査官補助者により履行される職務又は義務は、あらゆる目的のために、当該調査官により履行されたものとみなされる。
- (5) 第(2)項第(c)号に基づく書面による指示が与えられた場合、当該指示は、立法的文書ではない。

## 第 D 節 – 押収に関する事項

### 第 36 条 提供される押収物の複写

- (1) 本条は、下記のいずれにも該当する場合に適用する。
  - (a) 敷地に関連して調査令状が執行されている場合 及び
  - (b) 本章に基づき、敷地から下記の一部もしくはそれ以上の物を押収する場合
    - (i) 書類、フィルム、コンピューターファイル又は容易に複写可能なその他の物
    - (ii) 記憶装置、又は容易に複写可能な情報
- (2) 当該令状が執行される時点において現在する敷地占有者、又は当該占有者を外觀上代理するその他の者は、当該調査官に対して、当該物又は情報の複写を当該占有者又はその他の者に与えることを、要求することができる。
- (3) 当該調査官は、当該押収後、実行可能な限り速やかに、当該要求に従わなければならない。
- (4) ただし、当該占有者又はその他の者による当該書類、フィルム、コンピューターファイル、物又は情報の所持が、オーストラリア連邦の法令に反する犯罪を構成する可能性がある場合、当該調査官は、その要求に従う必要はない。

### 第 37 条 押収物に対する受領書

- (1) 調査官は、本章に基づき押収された物に対し、受領書を提供しなければならない。
- (2) 受領書 1 枚について、2 以上の押収物を扱うことができる。

### 第 38 条 押収物の返還

- (1) 長官は、下記のいずれかの事項が発生する時点のうち最も早い時点で、本章に基づく押収物を返還するために、合理的な措置を講じなければならない。
    - (a) 当該物を押収する理由が存在しなくなった場合
    - (b) 当該物が証拠として使用されないものと判断された場合
    - (c) 当該物の押収した後 60 日の期間が終了した場合
- 注記 本規則に対する例外については、第(2)項及び第(3)項を参照。

例外

- (2) 第(1)項の規定は、下記のとおりとする
  - (a) 同項の規定と相いれない一切の裁判所の命令に服する 及び
  - (b) 当該物が、下記のいずれかに該当する場合、適用しない。
    - (i) オーストラリア連邦に没収され、又は没収が可能な場合 又は
    - (ii) 所有権に関する紛争の対象になっている場合
- (3) 下記のいずれかに該当する場合、長官は、第(1)項第(c)号を理由として、物を返還するための合理的な措置を講じる必要はない。
  - (a) 当該物が証拠としてみなされる訴訟手続に関し、その訴訟手続が 60 日間の終了前に開始され、これが結審していない場合（これらの訴訟手続に関する

- る裁判所への上訴を含む) 又は
- (b) 当該物を、第 39 条に基づく命令により継続して留置することができる場合  
又は
  - (c) オーストラリア連邦又は当該長官が、別段の定めにより(オーストラリア連邦又は州もしくは準州の法令、又は裁判所の命令により) 当該物を留置し、破壊し、処分し、又はその他の方法で取り扱う権限を付与される場合
- 物の返還
- (4) 本条に基づき返還を必要とする物は、当該物を押収された本人に対し(又はその者が当該物を占有する権限を有しない場合は、その所有者に対し) 返還されなければならない。

### 第 39 条 発行官による物の留置を許可する権利

- (1) 当該物が証拠としてみなされる訴訟手続に関し、その訴訟手続が下記のいずれかの期間が終了する前に開始していない場合、長官は、発行官に対して、本章に基づく押収物の留置期間の延長を許可する命令を申請することができる。
  - (a) 押収の後 60 日間
  - (b) 本章に基づく発行官による命令において、事前に指定された期間
- (2) 申請の前に、長官は下記のいずれもの行為をしなければならない。
  - (a) 当該物の留置において誰が利害関係を有するのかを知るために合理的な措置を講じること 及び
  - (b) 上記の行為が実行可能である場合、長官が、利害関係を有すると信じる各利害関係人に対し、当該提案された申請を通知すること

#### 物の留置命令

- (3) 発行官は、下記のいずれかの事項を目的として、当該物を継続して留置する必要があると認める場合、当該物を指定する期間の間継続して留置することができる旨の命令を、発行することができる。
  - (a) 本法律の違反の有無について調査する目的のため
  - (b) 起訴又は制裁金命令を得る訴訟を目的として、本法律の違反に係る証拠の保全を可能にするため
- (4) 当該指定期間は、3 年間を超えてはならない。

### 第 40 条 物の処分

- (1) 下記のいずれにも該当する場合、長官は、本章に基づく押収物を処分することができる。
  - (a) 当該長官が、当該物を押収した者に対し、これを返還するために合理的な措置を講じている場合 及び
  - (b) 下記のいずれかの場合
    - (i) 当該長官がその者の所在を知ることができない場合 又は
    - (ii) その者が当該物を占有することを拒否している場合
- (2) 当該長官は、自己が適正と認める態様により、当該物を処分できる。

## 第 41 条 財産の取得に対する賠償

- (1) 第 40 条の規定を実施したことが、正当な条件以外の条件により、当該物を取得した者からの財産権の取得に帰着した場合、オーストラリア連邦は、その者に対し、合理的な価格の賠償を支払う責を負う。
- (2) オーストラリア連邦及びその者が、当該賠償額について合意に達しない場合、その者は、オーストラリア連邦裁判所又はその他の管轄権を有する裁判所に対し、当該裁判所の定めるところにより、オーストラリア連邦からの合理的な賠償額の回復を求めて、訴訟を提起することができる。
- (3) 本条において  
財産権の取得とは、憲法第 51 条第(31)号におけるのと同じ意味を有する。  
正当な条件とは、憲法第 51 条第(31)号におけるのと同じ意味を有する。

## 第 E 節 – 調査令状

### 第 42 条 調査令状

#### 令状の申請

- (1) 調査官は、発行官に対し、敷地に関連して、本条に基づく令状を申請することができる。

#### 令状の発行

- (2) 当該発行官は、宣誓又は誓約に基づく情報により、敷地において証拠物件が存在し、又は向こう 72 時間内において存在する可能性があると思量するにつき合理的な根拠があるものと自己が認めた場合、令状を発行することができる。
- (3) ただし、当該発行官は、調査官又はその他の者が、口頭もしくは宣誓供述書により、令状の発行が求められている根拠に関し、当該発行官が要求する追加情報（存在する場合）を当該発行官に提供していない限り、令状を発行してはならない。

#### 令状の記載事項

- (4) 令状は、下記のいずれもの事項に従わなければならない。
  - (a) 当該令状が関連する違反を明示すること 及び
  - (b) 当該令状が関連する敷地を詳述すること 及び
  - (c) 当該令状が本節に基づき発行されることを明示すること 及び
  - (d) 当該令状に基づき搜索される証拠物件の種類を特定すること 及び
  - (e) 特定された当該証拠物件が、当該令状に基づき押収されることがあることを明示すること 及び
  - (f) 令状の執行の過程において発見された一切の証拠物件について、当該令状を執行する者が、合理的な根拠に基づき、その隠匿、紛失又は破壊を防止するため、これらを押収する必要があると認める場合、当該証拠物件が、当該令状に基づき押収されることがあることを明示すること 及び
  - (g) 1 名以上の調査官を指名すること
  - (h) 令状で指名された調査官に対し、下記のいずれもの権限を付与すること

- (i) 敷地に立ち入る権限 及び
- (ii) 敷地に関連して、本章及び第 4 章に規定する権限を行使する権限 及び
- (i) 日中の任意の時刻又は日中の指定時刻における立ち入りは、正当な権限に基づくものであるか否かを明示すること
- (j) 当該令状が失効する日（当該令状が発行された後 1 週間以内）を特定すること

#### 第 43 条 電話、ファクシミリその他による調査令状

##### 令状の申請

- (1) 調査官は、下記のいずれかに該当する場合、発行官に対し、電話、ファクシミリ又はその他の電子的手段により、敷地に関連して、第 42 条に基づく令状を申請することができる。
  - (a) 緊急を要する場合 又は
  - (b) 自己による申請がなされた場合に生じる遅延が、令状の有効な執行を妨げる場合
- (2) 発行官は、当該状況下で実行可能な程度において、音声による連絡を要求することができる。
- (3) 令状を申請する前に、当該調査官は、敷地に関連して第 42 条第(2)項に規定される種類の、当該令状が求められる根拠を明示する情報を、準備しなければならない。当該行為が必要な場合、当該調査官は、当該情報が宣誓され、又は誓約される前に、令状を申請しなければならない。

##### 発行官の令状の作成及び署名の権限

- (4) 発行官は、下記のいずれもの事項の後に、令状を作成し、及び署名することについて合理的な根拠があるものと自己が認める場合に、第 42 条に基づき発行されている令状と同一の令状を作成し、及びこれに署名することができる。
  - (a) 当該情報の条件を熟慮した後 及び
  - (b) 令状の発行が求められている根拠に関し、当該発行官が要求する追加情報（存在する場合）を受領した後
- (5) 当該令状を作成し、及びこれに署名した後、当該発行官は、当該調査官に対し、電話、ファクシミリ又はその他の電子的手段により、下記のいずれもの事項を知らせなければならない。
  - (a) 当該令状の条件 及び
  - (b) 当該令状が署名された日時

##### 調査官の義務

- (6) 調査官は、下記の行為をしなければならない。
  - (a) 当該発行官により作成及び署名された令状と同一条件で、令状の書式を作成すること
  - (b) 当該書式に下記の事項を明記すること
    - (i) 当該発行官の氏名

- (ii) 当該令状が署名された日時
  - (c) 下記の事項を当該発行官に送達すること
    - (i) 当該調査官により作成された令状の書式
    - (ii) 正式に宣誓又は誓約されていることが必要な、第(3)項に規定される情報
  - (7) 調査官は、下記のいずれか早い方の日の翌日の終わりまでに、第(6)項第(c)号の規定に従わなければならない。
    - (a) 当該令状が失効する日
    - (b) 当該令状が執行される日
- 発行官による書類の同時添付
- (8) 発行官は、第(6)項第(c)号の規定に基づき提供される書類を、自己が署名した令状に添付しなければならない。

#### 第 44 条 令状の権限

- (1) 第 43 条第(6)項の規定に基づき正式に作成された令状の書式は、第 43 条第(4)項に基づき発行官が署名した令状により付与される権限と同一の権限を有する。
- (2) 一切の訴訟手続において、裁判所は、下記のいずれにも該当する場合、権限の行使が第 43 条に基づく令状による正当なものではなかったと推定する(反証のない場合に限る)。
  - (a) 当該権限の行使が同条による正当なものであったと裁判所が認めることが、当該裁判手続において重要である場合 及び
  - (b) 発行官により署名された当該権限の行使を正当なものとする当該令状が、証拠として提出されない場合

#### 第 45 条 電話、ファクシミリその他による令状に関する違反

調査官は、下記のいずれかの行為をしてはならない。

- (a) 第 43 条に基づく令状の書式であると称する書類において、発行官が当該令状に署名していない限り、当該発行官の氏名を明示すること 又は
- (b) 同条に基づく令状の書式上において、当該調査官の知る限りにおいて、同条に基づき発行官により署名された当該令状の条件から、物件において特に逸脱する事項を明示すること 又は
- (c) 同条に基づき発行官により署名された当該令状の条件から、当該調査官が物件において特に逸脱することを知る、同条に基づく令状の書式であると称する書類について、その執行を主張し、又はこれを他の者に示すこと 又は
- (d) 当該令状の書式の条件において、当該調査官が発行官による作成及び署名がなされていない令状であることを知る、同条に基づく令状の書式であると称する書類について、その執行を主張し、又はこれを他の者に示すこと 又は
- (e) 当該調査官が執行を主張する令状の書式に該当しない、同条に基づく令状

の書式を発行官に付与すること

罰則 2年間の懲役

#### 第46条 一時停止後の調査令状の再執行

- (1) 本条は、敷地に関連して、調査令状を執行している調査官及びすべての補助者が、その執行を一時的に中止し、及び敷地を立去る場合に適用する。
- (2) 当該調査官及び補助者は、下記のいずれにも該当する場合、当該令状の執行を完了することができる。
  - (a) 当該令状が引続き有効な場合 及び
  - (b) 当該調査官及び補助者が、下記のいずれかの時間しか、敷地から離れない場合
    - (i) 1時間以下 又は
    - (ii) 緊急の場合は、12時間以下もしくは第(5)項に基づき発行官により許可されたこれより長い時間 又は
    - (iii) 敷地占有者が書面により同意した場合は、これより長い時間

緊急時における延長の申請

- (3) 調査官又は補助者は、下記のいずれもの場合において、発行官に対し、第(2)項第(b)号の(ii)に規定される12時間において、延長を申請することができる。
  - (a) 緊急の場合 及び
  - (b) 当該調査官又は補助者が、当該時間内に敷地に戻ることができないと合理的な根拠に基づき判断する場合
- (4) 上記の申請が実行可能である場合、当該調査官又は補助者は、当該申請の前に、敷地占有者に対し、延長を申請する自己の意図を通知しなければならない。

緊急時における延長

- (5) 発行官は、下記のいずれもの場合において、当該調査官又は補助者が当該敷地を離れることができる時間を延長することができる。
  - (a) 申請が第(3)項に基づく場合 及び
  - (b) 当該発行官が、宣誓又は誓約に基づく情報により、当該延長を正当化する例外的な事情があると認める場合 及び
  - (c) 当該延長により、当該令状の失効後に、その延長された期間が終了することにならない場合

#### 第47条 裁判所の命令により停止した調査令状の再執行

調査官及び一切の補助者は、下記のいずれもの事項に該当する場合、裁判所の命令により停止されている調査令状の執行を完了させることができる。

- (a) 当該命令が、後に取消され、又は抗告により破棄された場合 及び
- (b) 当該命令が取消され、又は破棄された時点で、当該令状が引続き有効な場合

## 第4章 – 監視及び調査に関する一般規定

### 第A節 – 総覧

#### 第48条 概要

下記の事項は、本章の概要とする。

監視を目的として敷地に立ち入る調査官に関し、これに対するすべての占有者の同意は、自発的でなければならない。調査官は、当該同意の条件を順守しなければならない。

令状に基づき敷地に立ち入る調査官は、敷地占有者に対し、当該令状の詳細を伝えなければならない。

敷地占有者は、監視令状又は調査令状の執行状況を観察することができるほか、令状の有効な執行のために、合理的な施設及び補助を提供しなければならない。

### 第B節 – 敷地に立ち入る調査官の義務

#### 第49条 同意

- (1) 第22条第(2)項第(a)号又は第30条第(2)項第(a)号の規定を目的として、敷地に立ち入るための占有者の同意を得る前に、調査官は、当該占有者に対し、当該占有者が同意を拒絶することができることを知らせなければならない。
- (2) 同意は、自発的になされたものでない限り、その効果を有しない。
- (3) 同意は、特定の時間における立ち入りに限定して、表明できる。この場合において、当該同意は、当該時間が終了する前に撤回されない限り、当該時間の間、その効力を有する。
- (4) 第(3)項の規定に従った限定がなされない同意は、当該同意が撤回されるまで、効力を有する。
- (5) 調査官が、敷地占有者の同意を理由として敷地に立ち入る場合、当該調査官及び一切の調査官補助者は、当該同意が失効した場合、その敷地を立ち去らなければならない。

#### 第50条 令状に基づく立ち入り前の告知

- (1) 監視令状又は調査令状に基づき敷地に立ち入る前に、調査官は、下記のいずれもの事項を順守しなければならない。
  - (a) 敷地に立ち入る正当な権限を付与されていることを告知すること 及び
  - (b) 敷地占有者又は外観上当該占有者を代理するその他の者が当該敷地に現在する場合、これらの者に対し、IDカードを提示すること 及び
  - (c) 当該敷地に現在する一切の者に対し、当該敷地への立ち入りを許可する機会を与えること

- (2) ただし、調査官が、下記のいずれかを理由として、敷地への即時の立ち入りが必要であると合理的な根拠に基づき認める場合、当該調査官は、第(1)項の規定に従う必要はない。
  - (a) ある者の安全を確保するため
  - (b) 当該令状の有効な執行が妨げられないことを確保するため
- (3) 下記のいずれにも該当する場合、調査官は、敷地への立ち入り後、実行可能な限り速やかに、敷地占有者又は外観上当該占有者を代理するその他の者に対し、IDカードを提示しなければならない。
  - (a) 調査官が、第(2)項の規定を理由として第(1)項の規定に従わない場合 及び
  - (b) 当該占有者又はその他の者が、当該敷地に現在する場合

#### 第 51 条 令状を所持する調査官

- (1) 監視令状を執行する調査官は、第 28 条に基づき発行官により発行された令状、又はこれに基づき発行された当該令状の複写を、所持していなければならない。
- (2) 調査令状を執行する調査官は、下記のいずれかの物を所持していなければならない。
  - (a) 第 42 条に基づき発行官により発行された令状、又はこれに基づき発行された当該令状の複写
  - (b) 第 43 条第(6)項に基づき作成された令状の書式、又はこれに基づき作成された当該書式の複写

#### 第 52 条 占有者に付与される令状等の詳細

- (1) 調査官は、下記のいずれにも該当する場合、第(2)項の規定に従わなければならない。
  - (a) 敷地に関連して、監視令状又は調査令状が執行されている場合 及び
  - (b) 当該敷地占有者又は外観上当該占有者を代理するその他の者が、当該敷地に現在する場合
- (2) 令状を執行する調査官は、実行可能な限り速やかに、下記の行為をしなければならない。
  - (a) 下記のいずれか 1 つを行うこと
    - (i) 当該令状が、第 28 条に基づき発行された監視令状である場合 – 当該占有者又はその他の者に対して使用可能な当該令状を複写すること（これを発行した発行官の署名を含むことまでは要しない）
    - (ii) 当該令状が、第 42 条に基づき発行された調査令状である場合 – 当該占有者又はその他の者に対して使用可能な当該令状を複写すること（これを発行した発行官の署名を含むことまでは要しない）
    - (iii) 当該令状が、第 43 条に基づき署名された調査令状である場合 – 当該占有者又はその他の者に対して使用可能な第 43 条第(6)項に基づき作成された当該令状の書式を複写すること 及び
  - (b) 当該占有者又はその他の者に対し、第 D 節に基づきこれらの者が有する権

利及び義務を知らせること。

## 第 C 節 – 調査官の追加権限

### 第 53 条 令状の執行における実力行使

監視令状又は調査令状の執行において

- (a) 調査官は、人及び物に対し、その状況において、必要かつ合理的な実力を行  
使できる。
- (b) 調査官補助者は、物に対し、その状況において、必要かつ合理的な実力を行  
使できる。

### 第 54 条 調査官の質問する権利及び書類の提出を求める権利

適用

- (1) 本条は、下記の場合に適用する。
    - (a) 調査官が、下記のいずれかの事項を決定することを目的として、敷地に立  
ち入る場合
      - (i) 本法律が順守されているか、又は順守されようとしているか 又は
      - (ii) 本法律に関し、その順守において付与された情報、又は主張された順守  
についての正否 又は
    - (b) 調査官が、証拠物件を捜索するため敷地に立ち入る場合
- 同意による立ち入り
- (2) 当該敷地占有者が立入に同意したことにより、当該立ち入りが正当なものにな  
る場合、当該調査官は、当該占有者に対し、下記のいずれかの事項に関する一  
切の質問に回答すること、及び一切の書類を提出することを求めることができ  
る。
    - (a) 本法律の順守状況 又は
    - (b) 本法律に関し、その順守において付与された情報、又は主張された順守  
又は
    - (c) 証拠物件
- 令状に基づく立ち入り
- (3) 当該立入が監視令状又は調査令状による正当なものである場合、当該調査官は、  
敷地における一切の者に対し、下記のいずれかの事項に関する一切の質問に回  
答すること、及び一切の書類を提出することを求めることができる。
    - (a) 監視令状の場合
      - (i) 本法律の順守状況 又は
      - (ii) 本法律に関し、その順守において付与された情報、又は主張された順  
守 又は
    - (b) 調査令状の場合 – 当該令状において指定された種類の証拠物件

違反

- (4) ある者が下記のいずれにも該当する場合、罪を犯したものとする
- (a) その者が第(3)項に基づく要求に服する場合 及び
  - (b) その者が当該要求に従うことを怠った場合
- 本項の違反に対する罰則 30 ペナルティユニット

## 第 D 節 – 立ち入り時の占有者の権利及び責任

### 第 55 条 占有者に付与される令状の執行状況の観察権

- (1) 監視令状又は調査令状が関連する敷地占有者、又は外観上当該占有者を代理するその他の者は、当該令状が執行されている間、当該占有者又はその他の者が敷地に現在する場合、当該令状の執行状況を観察する権限が付与される。
- (2) 当該令状の執行状況の観察権は、当該占有者又はその他の者がその執行を妨害した場合、失効する。
- (3) 本条の規定は、当該敷地の 2 以上の場所における令状の同時執行を妨げるものではない。

### 第 56 条 占有者の調査官に対する設備及び補助の提供

- (1) 監視令状又は調査令状が関連する敷地占有者、又は外観上当該占有者を代理するその他の者は、下記のいずれもの者に対し、これらの者の有効な権限行使のため、すべての合理的な施設及び補助を提供しなければならない。
    - (a) 当該令状を執行する調査官 及び
    - (b) 当該調査官を補助する一切の者
  - (2) ある者が下記のいずれにも該当する場合、罪を犯したものとする
    - (c) その者が第(1)項の規定に服する場合 及び
    - (d) その者が同項の規定に従うことを怠った場合
- 本項の違反に対する罰則 30 ペナルティユニット

## 第 E 節 – その他の規定

### 第 57 条 発行官の権限

個人的に付与される権限

- (1) 本編により発行官に付与される権限は、下記の発行官に付与される。
  - (a) 個人的な資格の場合 及び
  - (b) 裁判所又は裁判所の構成員としてではない場合

引き受ける必要のない権限

- (2) 発行官は、付与される権限を引き受ける必要はない。

保護及び免責

- (3) 本編により付与される権限を行使する発行官は、当該発行官が下記のいずれかの立場で権限を行使する場合と同一の保護及び免責を受けるものとする。
  - (a) 当該発行官を構成員とする裁判所の立場 又は
  - (b) 当該発行官を構成員とする裁判所の構成員の立場

## 第 58 条 電子機器に対する損害の賠償

- (1) 本条は、下記の場合に適用する。
  - (a) 第 2 章又は第 3 章の規定に従い電子機器が操作された結果として
    - (i) 当該機器に対し損害が生じた場合 又は
    - (ii) 当該機器に記録されたデータが損害を受けた場合 又は
    - (iii) 当該機器の使用、又は当該データの使用に関連するプログラムが損害を受け、又は破損された場合
  - (b) 当該損害又は破損が下記のいずれかを理由として生じたとき
    - (i) 当該機器を操作すべき者の選任において、十分な注意が払われなかった場合 又は
    - (ii) 当該機器を操作する者により、十分な注意が払われなかった場合
- (2) オーストラリア連邦は、当該機器の所有者、又は当該データもしくはプログラムのユーザーに対し、オーストラリア連邦及び所有者又はユーザーが同意した当該損害又は損壊に対する合理的な賠償金を、支払わなければならない。
- (3) ただし、当該所有者又はユーザー及びオーストラリア連邦が合意に達しない場合、当該所有者又はユーザーは、オーストラリア連邦裁判所又はその他の管轄権を有する裁判所に対し、当該裁判所の定めるところにより、合理的な賠償額を求めて、訴訟を提起することができる。
- (4) 支払い可能な賠償額の算定にあたっては、当該敷地占有者、又は当該占有者の従業員もしくは代理人が、当該機器の操作に際し、その当時において可能な場合、一切の適切な注意又は指導を果たしていたか否かを、考慮しなければならない。

## 第5章 民事制裁金

### 第A節 – 総覧

#### 第59条 概要

下記の事項は、本章の概要とする。

本章は、民事制裁金規定を執行するために、民事制裁金の使用を取り扱うものとする。民事制裁金規定とは、民事制裁金の規定として規制により言明された、当該規制の規定をいうものとする。

民事制裁金命令は、民事制裁金規定の違反に関連する裁判所から求められ得る。

### 第B節 – 民事制裁金命令の受領

#### 第60条 民事制裁金命令

命令の申請

- (1) 長官は、民事制裁金規定違反の嫌疑をかけられている者が、オーストラリア連邦に罰金を支払うべき旨の命令を、関連裁判所に対して、申請することができる。
- (2) 当該長官は、当該違反の嫌疑がかけられたときから4年以内に、当該申請をしなければならない。

裁判所の罰金支払を命令する権利

- (3) 当該関連裁判所が、その者が民事制裁金規定に違反しているものと認める場合、当該裁判所は、その者に対し、当該裁判所が適切なものとして定める当該違反に対する罰金をオーストラリア連邦に支払うよう、命じることができる。

注記 第(5)項は、当該裁判所がその者に支払いを命じることができる罰金の上限を規定する。

- (4) 第3項に基づく命令とは、**民事制裁金命令**とする。

罰金の決定

- (5) 罰金は、下記の額を超えてはならない。
  - (a) その者が法人の場合 – 民事制裁金規定に明記される罰金の額の5倍
  - (b) その他の場合 – 民事制裁金規定に明記される罰金の額
- (6) 罰金の決定にあたっては、当該裁判所は、下記のいずれもの事項を含むすべての関連事項を考慮しなければならない。
  - (a) 当該違反の性質及び程度 及び
  - (b) 当該違反を理由として被った一切の損失又は損害の性質又は程度 及び
  - (c) 当該違反が発生した状況 及び

- (d) 過去に一切の類似する行為に関与していたものとして裁判所により判断されているか否か

#### 第 61 条 罰則の民事執行

- (1) 罰金は、オーストラリア連邦に対して支払われる金銭債務とする。
- (2) オーストラリア連邦は、支払期日にある金銭債務を回復すべき者を被告とする訴訟手続において言い渡された命令と、民事制裁金命令とを同様のものとして、当該民事制裁金命令を執行することができる。

#### 第 62 条 2 以上の民事制裁金規定に違反する行為

- (1) 行為が 2 以上の民事制裁金規定に対する 1 つの違反を構成する場合、1 以上のこれらの規定に対する違反に関連する者に対し、本章に基づき複数の訴訟を提起することができる。
- (2) ただし、その者は、同一の行為に関し、本章に基づく 1 つの罰金を超える責めを負わない。

#### 第 63 条 複数の違反

- (1) 関連裁判所は、複数の違反に対する複数の訴訟手続が同一の事実を根拠とする場合、又は当該複数の違反が、同一もしくは類似の性質を有する一連の違反を組成し、もしくはこれらの一部となる場合、1 つの民事制裁金規定に対する複数の違反を犯した者に対し、1 つの民事制裁金命令を言い渡すことができる。  
注記 民事制裁金規定に対する継続的な違反については、第 72 条を参照。
- (2) ただし、当該罰金の額は、当該複数の違反のおののに対して各別の罰金が命じられた場合、当該複数の罰金に命じられる上限額の合計額を超えてはならない。

#### 第 64 条 複数の訴訟手続の一括審理

関連裁判所は、民事制裁金命令に対する 2 以上の訴訟手続を一括して審理するよう、命じることができる。

#### 第 65 条 民事制裁金命令に対する民事事件の証拠及び手続に関する規則

関連裁判所は、民事制裁金命令に対する聴聞手続の場合、民事事件の証拠及び手続に関する規則を適用しなければならない。

#### 第 66 条 民事制裁金規定違反の非犯罪性

民事制裁金規定の違反は、犯罪ではない。

### 第 C 節 – 民事訴訟手続及び刑事訴訟手続

#### 第 67 条 刑事訴訟手続後の民事訴訟手続

関連裁判所は、民事制裁金規定に違反した者が、犯罪を構成する行為と同じ行為、又はこれと実質的に同じ行為により構成される犯罪について、これに係る有罪判決を言い渡されている場合、この者に対し、民事制裁金命令を言い渡すことができない。

#### 第 68 条 民事訴訟手続中の刑事訴訟手続

- (1) 民事制裁金規定に違反した者に対する民事制裁金命令に係る訴訟手続は、下記のいずれにも該当する場合、停止する。
  - (a) 当該罪を犯した者に対する刑事訴訟手続が開始され、又は既に開始されている場合 及び
  - (b) 当該犯罪が、当該違反を構成すると主張される行為と同じ行為、又はこれと実質的に同じ行為により構成される場合
- (2) その者が、当該犯罪に係る有罪判決を言い渡されない場合、当該命令（民事訴訟手続）に向けた訴訟手続については、下記のいずれにも該当する場合を除き、これを再開することができる。
  - (a) 当該民事訴訟手続が棄却された場合 及び
  - (b) 当該民事訴訟手続に関連して、訴訟費用を裁定してはならない場合

#### 第 69 条 民事訴訟手続後の刑事訴訟手続

民事制裁金規定の違反に関与する者に対する民事制裁金命令が言い渡されているか否かに拘らず、当該違反を構成する行為と同じ行為、又はこれと実質的に同じ行為をした者に対する刑事訴訟手続については、これを開始することができる。

#### 第 70 条 民事訴訟手続における提供証拠の刑事訴訟手続における不採用

- (1) 提供された情報証拠、又は個人により提出された書類の証拠は、下記のいずれにも該当する場合、当該個人に対する刑事訴訟手続において、証拠として採用できない。
  - (a) 当該個人が、民事制裁金規定に違反すると主張される、当該個人に対する民事制裁金命令に係る訴訟手続において、事前に証拠を提供し、又は書類を提出した場合（当該命令が言い渡されたか否かを問わない）
  - (b) 犯罪を構成すると主張される行為が、当該違反を構成すると主張される行為と同じであるか、又は実質的に同じである場合。
- (2) ただし、上記第(1)項の規定は、民事制裁金命令に係る訴訟手続において、当該個人により提供された証拠が虚偽であることに関する刑事訴訟手続には適用しない。

### 第 D 節 – 雑則

#### 第 71 条 民事制裁金規定の付随違反

- (1) 何人も、下記に掲げる行為をしてはならない。

- (a) 民事制裁金規定の違反を試みる事 又は
- (b) 民事制裁金規定の違反を幫助、教唆、協議又は周旋する事 又は
- (c) 民事制裁金規定の違反を（脅迫、約束その他の方法により）誘引する事 又は
- (d) 何らかの形で、直接又は間接を問わず、故意に民事制裁金規定の違反に関与し、又はその当事者になる事 又は
- (e) 民事制裁金規定の違反を果たすため、他の者と共謀する事。

注記 第 74 条の規定（民事制裁金規定に関し、ある者の主観的事実の証明が不要である旨の規定）は、本条の第(1)項の規定に適用しない。

#### 民事制裁金

- (2) 民事制裁金規定に関連し、第(1)項の規定に違反する者は、当該民事制裁金規定に違反しているものとみなされる。

### 第 72 条 制裁金規定の継続違反

- (1) 民事制裁金規定に基づき、下記の期間又は期限における行為又は物が要求される場合
  - (a) 特定の期間内 又は
  - (b) 特定の時間の前
 当該行為又は物に係る義務は、当該行為又は物が果たされるまで存続する。
- (2) 下記の期間又は期限における行為又は物を要求する民事制裁金規定に違反する者は
  - (a) 特定の期間内 又は
  - (b) 特定の時間の前

当該違反が発生したおのおのの日における（関連する民事制裁金命令が言い渡された日又は一切の以降の日を含む）当該規定の各別の違反を犯したものとする。

### 第 73 条 事実の錯誤

- (1) 何人も、下記のいずれにも該当する場合、民事制裁金規定の違反者に対する民事制裁金命令の責めを負わない。
  - (a) 当該違反を構成する行為の時点又はその前において、その者が
    - (i) 事実の有無を考慮した場合 及び
    - (ii) 当該事実について、錯誤はあるが合理的確信に基づく場合 及び
  - (b) 当該事実が存在する場合、当該行為が、当該民事制裁金規定の違反を構成していない場合
- (2) 第(1)項の規定を目的として、ある者が下記のいずれにも該当する場合、その者は、事実の有無を考慮していたとみなすことができる。
  - (a) その者が、以前の機会において、当該機会を取り巻く状況において、当該事実が存在するものと考慮していた場合 及び
  - (b) その者が、現在の機会を取り巻く状況が、以前の機会を取り巻く状況と同

- じであり、又は実質的に同じであると、誠実かつ合理的に信じた場合
- (3) 民事制裁金命令に係る訴訟手続において、第(1)項又は第(2)項の規定の援用を望む者は、当該事項に関する証明責任を負う。

#### 第74条 主観的事情

- (1) 民事制裁金規定(第71条第(1)項の規定を除く)に違反する者に対する民事制裁金命令に係る訴訟手続において、下記の事項については、これを証明する必要はない。
- (a) その者の故意 又は
  - (b) その者の認識 又は
  - (c) その者の不注意 又は
  - (d) その者の過失 又は
  - (e) その他その者の一切の主観的事情
- (2) 第(1)項の規定は、第73条(事実の錯誤について規定)の運用に影響を及ぼさない。

## 第6章 – 違反通知

### 第75条 概要

下記の事項は、本章の概要とする。

本章の規定は、規定の執行における違反通知の使用を取り扱うものとする。

何人も、本法律の違反に関し、違反通知を受けることができる。

違反通知を受けた者は、本法律の違反者に対して提起された訴訟に係る裁判所に、代替案として金員の支払いを選択することができる。この者が、金員の支払いを選択しない場合、当該違反に関連する者に対して、訴訟を提起することができる。

### 第76条 違反通知が行われる場合

- (1) 調査官が、ある者が本法律に違反していると思量するにつき正当な根拠を有する場合、当該調査官は、この者に対し、当該主張される違反に係る違反通知を行うことができる。
- (2) 当該違反通知は、当該違反が発生している旨の主張がなされた日の後12カ月以内に、行われなければならない。
- (3) 第(4)項の規定が適用されない限り、単一の違反通知は、規定の単一の違反にのみ関するものでなければならない。
- (4) 調査官は、下記のいずれもの事項に該当する場合、ある者に対し、単一規定に違反する複数の違反に関する単一の違反通知を行うことができる。
  - (a) 当該規定が、その者に対し、特定の期間内又は特定の時間の前に、何らかの行為を要求する場合 及び
  - (b) その者が、当該期間内又は当該時間の前に、当該行為をすることを怠り、又は拒絶する場合 及び
  - (c) 当該懈怠又は拒絶が2日以上の日において発生する場合 及び
  - (d) 各違反が、当該複数の日のうちの1日における当該懈怠又は拒絶により構成される場合

注記 継続犯については、刑事法(1914年制定)の第4Kの第(2)項を参照。  
民事制裁金規定の継続違反については、本法律の第72条を参照。

- (5) 単一規定が、民事制裁金規定及び犯罪に係る規定の双方を構成し得る場合、当該違反通知は、犯罪に係る規定としての規定に関するものでなければならない。

### 第77条 違反通知の記載事項

- (1) 違反通知は、下記のいずれもの事項に従わなければならない。

- (a) 固有の番号により識別されること 及び
- (b) 当該違反通知が行われる日を明示すること 及び
- (c) 当該通知を受領する者の氏名を明示すること 及び
- (d) 当該通知を行う者の氏名及び役職を明示すること 及び
- (e) 下記のいずれもの事項を含む、当該主張された違反の概要と詳細を付与すること
  - (i) 違反と主張された規定 及び
  - (ii) 当該違反に対し裁判所が課すことのできる罰則の上限 及び
  - (iii) 当該主張される違反について、その時間（知っているならば）及び日、ならびに場所 及び
- (f) 当該違反に基づき支払われるべき金員を明示すること 及び
- (g) 当該金員の支払いがどのようになされるかについての説明をなすこと 及び
- (h) 当該通知を受ける者が、これを受けた日の後 28 日以内において当該金員を支払う場合、下記のいずれかの場合において、下記に記載する効果が生じる旨を明示すること（当該通知が撤回されない限り）
  - (i) 当該規定が犯罪に係る規定であり、かつ民事制裁金規定を構成しない場合 – 当該主張される違反に係る裁判所において訴訟追行される責めを負わない 又は
  - (ii) 当該規定が、民事制裁金規定をも構成し得る犯罪に係る規定である場合 – 当該主張される違反に関し、裁判所において訴訟追行される責めを負わないものとし、かつ、民事制裁金命令を求める訴訟手続が提起されない
  - (iii) 当該規定が、民事制裁金規定である場合 – 当該主張される違反に関し、民事制裁金命令を求める訴訟手続が提起されない
- (i) 当該金員の支払いは、罪又は責任を認めたことにはならない旨を明示すること。
- (j) その者が、長官に対し、当該金員の支払いをなすべき期間を延長するよう申請することができる旨を明示すること。
- (k) その者が、当該金員を支払わないことを選択できる旨を明示すること、及び、その者が、これを選択した場合、下記のいずれかの場合において、下記に記載する効果が生じる旨を明示すること
  - (i) 当該規定が犯罪に係る規定であり、かつ民事制裁金規定を構成しない場合 – 当該主張される違反に係る裁判所において訴訟追行され得る 又は
  - (ii) 当該規定が、民事制裁金規定をも構成し得る犯罪に係る規定である場合 – 当該主張される違反に関し、裁判所において訴訟追行され得るものとし、かつ、民事制裁金命令を求める訴訟手続が提起され得る 又は
  - (iii) 当該規定が、民事制裁金規定である場合 – 当該主張される違反に関し、

民事制裁金命令を求める訴訟手続が提起され得る 及び

- (l) 当該通知がどのように撤回され得るかについて説明すること 及び
  - (m) 当該通知が撤回された場合、下記のいずれかの場合において、下記に記載する効果が生じる旨を明示すること
    - (i) 当該規定が犯罪に係る規定であり、かつ民事制裁金規定を構成しない場合 – 当該主張される違反に係る裁判所において訴訟進行され得る 又は
    - (ii) 当該規定が、民事制裁金規定をも構成し得る犯罪に係る規定である場合 – 当該主張される違反に関し、裁判所において訴訟進行され得るものとし、又は民事制裁金命令を求める訴訟手続が提起され得る 又は
    - (iii) 当該規定が、民事制裁金規定である場合 – 当該主張される違反に関し、民事制裁金命令を求める訴訟手続が提起され得る 及び
  - (n) その者が、長官に対して、当該通知の撤回を求め、書面による表明をすることができる旨を明示すること。
- (2) 第(1)項第(f)号の目的のために、当該主張される規定の違反に係る当該通知において指定された金員は、裁判所が、当該違反者に対して課すことのできる罰金額の上限の5分の1と同じでなければならない。

#### 第 78 条 支払期日の延長

- (1) 違反通知を受けている者は、第 77 条第(1)項第(h)号において言及された期間の延長を求めて、長官に申請することができる。
- (2) 当該申請が、当該期間が終了する前になされた場合、長官は、書面により、当該期間を延長することができる。長官は、当該期間の終了の事前又は事後において、これをなすことができる。
- (3) 長官が当該期間を延長する場合、本章又は本章に基づく通知もしくはその他の法律文書における、第 77 条第(1)項第(h)号に規定された期間についての言及は、当該延長された期間についての言及とみなされる。
- (4) 長官が当該期間を延長しない場合、本章又は本章に基づく通知もしくはその他の法律文書における、第 77 条第(1)項第(h)号に規定された期間についての言及は、下記の日のうちいずれか遅い方に終了する期間についての言及とみなされる。
  - (a) 第 77 条第(1)項第(h)号において言及された期間の最終日に相当する日
  - (b) 延長しない旨の長官の決定に係る通知をその者が受けた日の 7 日後に相当する日
- (5) 長官は、第(2)項に基づく期間を、複数回延長することができる。

#### 第 79 条 違反通知の撤回

通知の撤回を求める表明

- (1) 違反通知を受けている者は、長官に対し、当該通知の撤回を求めて、書面による表明をすることができる。

#### 通知の撤回

- (2) 長官は、ある者（その者が通知の撤回を求めて、書面による表明をしているか否かを問わない）に対してなされた違反通知を撤回することができる。
- (3) 違反通知（関連違反通知）の撤回をするか否かを決定するにあたり、長官は、下記のとおりとする
  - (a) 当該撤回を求めて、その者により長官に対してなされた一切の書面による表明を考慮しなければならない。
  - (b) 下記の事項を考慮することができる。
    - (i) 裁判所が、本章に基づき執行可能な規定の違反者に対し、以前に罰則を課しているか否か
    - (ii) 当該主張される違反の事情
    - (iii) 本章に基づき執行可能な規定の違反が、関連違反通知における違反を構成すると主張される行為と同じ行為、又はこれと実質的に同じ行為により構成される場合、当該違反について、以前の違反通知において指定された金員を、その者が支払っているか否か
    - (iv) 長官が関連性を認めるその他一切の事項

#### 撤回の通知

- (4) 違反通知の撤回の通知は、その者に対してなされなければならない。当該通知は、下記のいずれもの事項を明示しなければならない。
  - (a) その者の氏名及び住所 及び
  - (b) 当該通知がなされた日 及び
  - (c) 当該通知の識別番号 及び
  - (d) 当該違反通知が撤回される日 及び
  - (e) 下記のいずれかに該当する場合において、下記に記載する効果が生じること
    - (i) 当該規定が犯罪に係る規定であり、かつ民事制裁金規定を構成しない場合 – 当該主張される違反に係る裁判所において訴訟追行され得ること 又は
    - (ii) 当該規定が、民事制裁金規定をも構成し得る犯罪に係る規定である場合 – 当該主張される違反に関し、裁判所において訴訟追行され得ること、又は、民事制裁金命令を求める訴訟手続が提起され得ること 又は
    - (iii) 当該規定が、民事制裁金規定である場合 – 当該主張される違反に関し、民事制裁金命令を求める訴訟手続が提起され得る。

#### 違反通知の撤回時における金員の償還

- (5) 下記のいずれもの事項に該当する場合、オーストラリア連邦は、支払われた金員と同額の金員を、その支払いをなした者に償還しなければならない。
  - (a) 長官が当該違反通知を撤回した場合 及び
  - (b) その者が既に当該通知において指定された金員を支払っている場合

- (6) その者又はその者を代表する者が、本条に基づく表明をなす過程において長官に対して付与した証拠又は情報は、その者又はその者を代表する者に対する一切の訴訟手続（虚偽又は不当なものとして付与された証拠又は情報に基づく犯罪に対する訴訟手続を除く）において、その証拠として採用されない。

#### 第 80 条 金員の支払いの効果

- (1) 当該主張される規定違反に対する違反通知を受領した者が、第 77 条第(1)項第(h)号に規定された期間の最終日の前に、当該通知において指定された金員を支払う場合は、下記のいずれもの効果が生じる。
- (a) 当該違反を主張される者に係る一切の責任は、免除される 及び
  - (b) 下記のうちいずれか一方とする
    - (i) 当該規定が犯罪に係る規定である場合 – 当該主張される違反に係る裁判所において訴訟追行されない 又は
    - (ii) 当該規定が民事制裁金規定である場合 – 当該主張される違反に関する者に対し、民事制裁金命令を求める訴訟手続が提起されないこと 及び
  - (c) その者が当該主張される違反に対する罪又は責任を認めているものとはみなされないこと 及び
  - (d) 当該規定が犯罪に係る規定である場合 – その者が当該主張される犯罪について有罪判決を言い渡されているものとはみなされないこと
- (2) 第(1)項の規定は、当該通知が撤回されている場合、適用しない。

#### 第 81 条 本章の効果

本章は、下記のとおりとする。

- (a) 本章に基づき執行可能な規定に違反すると主張される者に対してなされる違反通知を、要しない 又は
- (b) 下記のいずれかに該当する場合、本章に基づき執行可能な規定に違反すると主張される者の責任に、影響を及ぼさない。
  - (i) 当該違反者に対してなされた違反通知に、その者が従わない場合 又は
  - (ii) 当該違反者に対し違反通知がなされない場合 又は
  - (iii) 当該違反者に対し違反通知がなされた場合で、かつその通知が実質的に撤回された場合 又は
- (c) 本章に基づき執行可能な規定に違反すると主張される者に対してなされる 2 以上の違反通知について、これをなすことを妨げない。
- (d) 本章に基づき執行可能な規定に違反していると認められる者に課される罰則について、その量刑を決定する裁判所の裁量を、制限しない。

#### 第 82 条 規制による追加規定

規制は、本章の適用を受ける規定の違反に係る違反通知に関連して、追加規定を制

定することができる。

## 第5章 雑則

### 第83条 報告の公開

- (1) 長官は、本法律の運用についての報告を、公開することができる。
- (2) 第(1)項の規定は、プライバシー法(1988年制定)を目的として、情報開示を必要とせず、又はこれを許可しない。

### 第84条 本法律の運用の見直し

- (1) 長官は、本法律の運用が開始された後最初の5年間の見直しが行われるようにしなければならない。
- (2) 当該見直しを行う者は、当該5年の期間が終了した後12カ月以内に、長官に対し、当該見直しの報告書を提出しなければならない。
- (3) 当該長官は、大臣が当該見直しの報告書の複写を受領した後、各議院の会期中15日以内に、当該見直しの報告書の複写が各議院に上申されるようにしなければならない。

### 第85条 長官による委任

- (1) 長官は、本法律に基づく自己の権限及び作用を、本省における上級管理職の従業員又は上級管理職の従業員として従事する者に対し、書面で委任することができる。
- (2) 第(1)項による委任に基づく権限又は作用を行使するものは、長官の一切の指示に従わなければならない。

### 第86条 規制

- (1) 総督は、下記の事項を規定する規制を制定することができる。
  - (a) 本法律により規定される要求又は許可される事項
  - (b) 本法律を執行し、又は実施するために規定される必要又は便宜な事項
- (2) 第(1)項の規定を制限することなく、当該規制は、下記のいずれもの事項を行うことができる。
  - (a) 本法律に基づく一切の事項に関連する手数料を規定すること 及び
  - (b) 当該規制に反する犯罪に関し、50ペナルティユニットを超えない罰則を規定すること 及び
  - (c) 当該規定の特定の規定は、民事制裁金規定であることを言明すること、及び下記のいずれかの場合において、当該規定の違反に対する、下記に記載する単位を超えない罰則を規定すること
    - (i) 法人の場合 - 100ペナルティユニット 又は
    - (ii) その他一切の場合 - 100ペナルティユニット 及び
  - (d) 本法律に基づきなされた決定の行政不服審査裁判所による見直しを規定すること。